

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名		
円	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9
		平均売上金額の10%相当額 $(9) \times \frac{10}{100}$	10
		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (10)	11
		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12
		超過税額控除割合 $((12) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	13
		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (1) × (13)	14
		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	15
		当期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額	16
		当期税額控除可能額 (8) の金額又は (16) の金額	17
		法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「29の②」)	18
		法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19

別表六(八) 平二十三・六・三十以後終了事業年度分

別表六（八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第9項《試験研究費の増加額等に係る法人税額の特例控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額（(8)の金額又は(10)の金額」¹⁷」は、措置法第42条の4第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(10)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(8)の金額又は」を消します。